

四街道市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

四街道市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「280,000円以上330,000円以下」を「335,000円以上360,000円以下」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。